



愛媛県報

発行 愛媛県

平成18年9月22日金曜日 第1797号

◇ 目次 ◇ 告 示

大規模小売店舗の変更の届出の概要等.....	781
保安林の指定.....	782
愛媛県内水面漁場管理委員会委員の選任.....	782
愛媛県土木工事共通仕様書の一部改正.....	782
急傾斜地崩壊危険区域の指定.....	782
道路の区域変更(県道落合久万線).....	784
道路の供用開始(").....	784
道路の区域変更(県道美川松山線).....	784
道路の供用開始(").....	784

道路の区域変更(県道上尾峠久万線).....	785
道路の供用開始(").....	785

公 告

平成17年度財団法人都道府県会館建物共済事業及び水力発電用機械損害共済事業の経営状況の公表.....	785
----------------------------------------------------	-----

選挙管理委員会告示

直接請求の要件となるべき選挙権を有する者の数.....	786
-----------------------------	-----

公営企業管理規程

愛媛県公営企業会計規程の一部を改正する管理規程.....	786
------------------------------	-----

告 示

○愛媛県告示第1389号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)第6条第1項の規定による届出があったので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定に基づき、次のとおり告示する。

当該届出は、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び松山地方局産業経済部商工政課並びに松山市役所において告示の日から4月間縦覧に供する。

平成18年9月22日

愛媛県知事 加戸守行

1 変更の届出の概要

大規模小売店舗の名称	大規模小売店舗の所在地	変更した事項	変更前	変更後	変更の日	届出の日
パルティ・フジ夏目A	松山市夏目甲100番	大規模小売店舗を設置する者及び大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名	株式会社フジ 代表取締役 高橋吉昭	株式会社フジ 代表取締役 尾崎英雄	平成18年 7月24日	平成18年 9月6日
パルティ・フジ夏目B	松山市夏目甲79番1外	大規模小売店舗を設置する者及び大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名	株式会社フジ 代表取締役 高橋吉昭	株式会社フジ 代表取締役 尾崎英雄		
パルティ・フジ夏目C	松山市夏目甲67番1外	大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名	株式会社フジ 代表取締役 高橋吉昭	株式会社フジ 代表取締役 尾崎英雄		
		大規模小売店舗において小売業を行う者	株式会社メデイコ・二十一、株式会社一六本舗、株式会社ミトヨテクニカル	株式会社メデイコ・二十一、株式会社一六本舗	平成18年 2月28日	

2 意見書の提出

この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、告示の日から4月以内に、愛媛県に次のとおり意見書を提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を告示するとともに、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び松山地方局産業経済部商工政課並びに松山市役所において告示の日から1月間縦覧に供する。

(1) 意見書に記載すべき事項

ア 提出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

イ 当該大規模小売店舗の名称

ウ 当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見

(2) 提出先

愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課

○愛媛県告示第1390号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成18年9月22日

愛媛県知事 加戸守行

1 保安林の所在場所

今治市朝倉上甲42の3、甲56、甲58、甲61の2、甲62、甲63、甲71、甲113の1、甲113の2、甲163の1、甲163の3、甲186の1、甲190の1、甲190の2、甲191の1、甲191の2、甲194の2、甲248、甲249の1、甲249の4から甲249の9まで、甲249の11、甲249の12、甲2980、甲2982、甲2987、甲2988、甲3005、甲3008、甲3027の1、甲3028の1、甲3035、甲3039の1、甲3040、甲3060、甲3068、甲3083の1、甲3083の2、甲3085、乙35、乙36、乙37の1、乙38、乙56、乙57の1、乙57の2、乙59、乙69、乙70の1、乙71、乙82の1、乙83、乙89の3から乙89の5まで、乙90の1、乙91、乙92、乙94、乙96、乙98の1から乙98の3まで、乙102、乙103の1から乙103の5まで、乙104の1から乙104の3まで

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を愛媛県庁及び今治市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○愛媛県告示第1391号

漁業法（昭和24年法律第267号）第131条第2項の規定により、愛媛県内水面漁場管理委員会委員として、次の者を平成18年9月13日選任した。

平成18年9月22日

愛媛県知事 加戸守行

種 別	氏 名	住 所	職 業
学識経験者	高 木 基 裕	愛媛県松山市畑寺一丁目2番17号	大学助教授

○愛媛県告示第1392号

愛媛県土木工事共通仕様書（平成18年6月愛媛県告示第986号）の一部を次のように改正し、平成18年10月1日から施行する。

平成18年9月22日

愛媛県知事 加戸守行

（「次のように」は、省略し、改正後の愛媛県土木工事共通仕様書は、愛媛県庁並びに各地方局産業経済部、建設部及び土木事務所に備え置いて縦覧に供する。）

○愛媛県告示第1393号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により、次の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定する。

その関係図面は、愛媛県庁並びに関係の地方局建設部及び土木事務所並びに市役所及び町役場において縦覧に供する。

平成18年9月22日

愛媛県知事 加戸守行

垣生A

次に掲げる地番の土地に存する標柱1号から標柱11号までを順次結んだ線及び標柱11号と標柱1号を結んだ線に囲まれた区域

市 町		字	地 番	標 柱
新居浜市	垣生三丁目	丸山	甲2079番2	1号
			甲2079番3	2号
			甲2073番1	3号
			乙282番	4号
			乙282番	5号
	垣生三丁目	丸山	甲1927番1	6号
	垣生		甲1927番2	7号
	垣生三丁目		甲2053番2	8号
			甲2053番2	9号
			甲2054番5	10号
			甲2078番1	11号

又野

次に掲げる地番の土地に存する標柱1号から標柱12号までを順次結んだ線及び標柱12号と標柱1号を結んだ線に囲まれた区域

市 町		字	地 番	標 柱
新居浜市	又野二丁目郷	又野	甲1746番	1号
			乙192番31	2号
			乙192番31	3号
			乙189番6	4号
			乙189番6	5号
	又野二丁目		乙190番1	6号
			甲1500番	7号
			甲1541番1	8号
			甲1544番3	9号
			甲1737番1	10号
			甲1741番3	11号
			甲1746番	12号

坊田

次に掲げる地番の土地に存する標柱1号から標柱11号までを順次結んだ線及び標柱11号と標柱1号を結んだ線に囲まれた区域

市 町		地 番	標 柱
松山市	小山田	甲226番1	1号
		甲232番2	2号
		乙230番	3号
		乙228番	4号
		乙219番	5号

	甲196番 2	6号
	乙206番	7号
	乙204番	8号
	甲195番 1	9号
	甲161番 1 地先	10号
	甲216番	11号

市ノ瀬

次に掲げる地番の土地に存する標柱1号から標柱8号までを順次結んだ線、標柱8号と標柱9号を市道如法寺柚木団地線東側官民境界線で結んだ線、標柱9号と標柱10号を結んだ線及び標柱10号と標柱1号を一般国道441号南側官民境界線で結んだ線に囲まれた区域

市 町		字	地 番	標 柱	
大洲市	柚木	亀山	678番 1	1号	
			661番	2号	
			663番 1	3号	
			663番 1	4号	
			654番 1	5号	
			655番	6号	
			650番	7号	
			407番 1	8号	
			403番 5	9号	
			388番12	10号	
			市ノ瀬		

会心

次に掲げる地番の土地に存する標柱1号から標柱11号までを順次結んだ線、標柱11号と標柱12号を一般県道大洲保内線北側官民境界線で結んだ線、標柱12号から標柱17号までを順次結んだ線及び標柱17号と標柱1号を一般県道大洲保内線北側官民境界線で結んだ線に囲まれた区域

市 町		地 番	標 柱
大洲市	平野町平地	453番 1	1号
		乙2044番 2	2号
		乙2045番 3	3号
		6082番	4号
		乙2051番 1	5号
		乙2053番 1	6号
		乙2059番 1	7号
		乙2059番 1	8号
		205番	9号
		211番	10号
		220番 2	11号
		345番 3	12号
		350番	13号
		377番 1	14号
		388番 2	15号
		427番	16号
		453番 1	17号

成 2

次に掲げる地番の土地に存する標柱1号から標柱8号までを順次

結んだ線及び標柱8号と標柱1号を一般県道日向谷高野子線西側官民境界線で結んだ線に囲まれた区域

市 町		地 番	標 柱
西予市	城川町川津南	3774番	1号
		3774番	2号
		3772番 1	3号
		3780番	4号
		3771番	5号
		3783番	6号
		3648番	7号
		3646番 1	8号

中間N

次に掲げる地番の土地に存する標柱1号から標柱12号までを順次結んだ線及び標柱12号と標柱1号を結んだ線に囲まれた区域

市 町		地 番	標 柱
西予市	野村町白髭	1号880番 3	1号
		1号870番	2号
		1号828番	3号
		1号829番	4号
		1号868番	5号
		1号842番	6号
		1号841番	7号
		1号836番	8号
		1号840番	9号
		1号839番	10号
		1号854番	11号
		1号873番	12号

黒島(B)(追加)

急傾斜地崩壊危険区域の指定(平成18年3月愛媛県告示第464号)黒島(B)(追加)の項で指定した標柱6号と急傾斜地崩壊危険区域の指定(昭和52年3月愛媛県告示第336号)黒島(B)の項で指定した標柱5号を結んだ線、黒島(B)の項で指定した標柱5号と次に掲げる地番の土地に存する標柱8号と標柱9号を結んだ線及び標柱9号と黒島(B)(追加)の項で指定した標柱6号を結んだ線に囲まれた区域

市 町		字	地 番	標 柱
新居浜市	黒島	小山	307番	8号
			290番 1	9号

打木(追加)

急傾斜地崩壊危険区域の指定(平成16年3月愛媛県告示第421号)打木の項で指定した標柱5号、標柱8号、標柱7号及び標柱6号を順次結んだ線、並びに標柱6号と標柱5号を結んだ線に囲まれた区域

掛網代(追加)

急傾斜地崩壊危険区域の指定(昭和49年4月愛媛県告示第460号)掛網代の項で指定した標柱3号と標柱2号を結んだ線、標柱2号と次に掲げる地番の土地に存する標柱16号と標柱17号を結んだ線及び

標柱17号と標柱3号を結んだ線に囲まれた区域

市 町		字	地 番	標 柱
宇和島市	津島町北灘	水川原谷	第9号12番1	16号
			第9号12番4	17号

○愛媛県告示第1394号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、松山地方局久万高原土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成18年9月22日

愛媛県知事 加戸守行

道路の種類	路線名	区 間	旧・新別	敷 地 の 員 幅	延 長	備 考
県 道	落合久万線	上浮穴郡久万高原町菅生3番耕地484番2	旧	メートル 4.8～12.8	キロメートル 0.022	
			新	6.8～14.0	0.022	

○愛媛県告示第1395号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、松山地方局久万高原土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成18年9月22日

愛媛県知事 加戸守行

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	落合久万線	上浮穴郡久万高原町菅生3番耕地484番2	平成18年9月22日

○愛媛県告示第1396号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、松山地方局久万高原土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成18年9月22日

愛媛県知事 加戸守行

道路の種類	路線名	区 間	旧・新別	敷 地 の 員 幅	延 長	備 考
県 道	美川松山線	上浮穴郡久万高原町菅生3番耕地227番9から 同町菅生3番耕地227番37まで	旧	メートル 4.5～7.5	キロメートル 0.104	
			新	17.5～25.0	0.103	

○愛媛県告示第1397号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、松山地方局久万高原土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成18年9月22日

愛媛県知事 加戸守行

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	美川松山線	上浮穴郡久万高原町菅生3番耕地227番9から 同町菅生3番耕地227番37まで	平成18年9月22日

○愛媛県告示第1398号

道路法（昭和27年法律第 180 号）第18条第 1 項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。
その関係図面は、松山地方局建設部において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供する。

平成18年 9月22日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	区 間	旧・新別	敷 地 の 員 幅	延 長	備 考
県 道	上尾峠久万線	伊予郡砥部町満穂25番地先から 同町満穂29番 2 まで	旧	メートル 4.0~21.0	キロメートル 0.350	
			新	10.0~83.0	0.350	

○愛媛県告示第1399号

道路法（昭和27年法律第 180 号）第18条第 2 項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。
その関係図面は、松山地方局建設部において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供する。

平成18年 9月22日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	上尾峠久万線	伊予郡砥部町満穂25番地先から 同町満穂29番 2 まで	平成18年 9月22日

公 告

○公 告

平成17年度財団法人都道府県会館建物共済事業及び水力発電用機械損害共済事業の経営状況の公表について

財団法人都道府県会館理事長麻生渡から通知のあった平成17年度財団法人都道府県会館災害共済事業及び水力発電用機械損害共済事業の経営状況について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第 263 条の 2 第 3 項の規程により、次のとおり公表する。

平成18年 9月22日

愛媛県知事 加 戸 守 行

1 建物共済事業の経営状況

(1) 事業実績

加入都道府県（団体）数	47都道府県 4 団体
共済責任額	3,879,967,954千円
共済基金分担金（返戻金控除後）	770,389千円
被災件数	1,395件
被災棟数	1,395棟
災害共済金	424,798千円
損害率	61.5パーセント

(2) 収支計算

ア 収 入

共済基金分担金	773,571,511円
雑収入	308,033,555円
返還金収入	163,000,000円
繰入金収入	3,100,000円
前期繰越収支差額	52,585,143円

イ 支 出

事務費	119,675,330円
災害共済金	425,960,657円

返戻金	3,181,631円
災害見舞金	49,426,811円
助成金	1,197,541円
防災費	130,000円
諸支出金	156,214,000円
固定資産取得支出	255,384円
積立預金支出	2,669,000円
次期繰越収支差額	541,579,855円
ウ 資産増加の部	
資産増加額	654,750,099円
エ 資産減少の部	
資産減少額	234,025,432円
当期正味財産減少額	420,724,667円
前期繰越正味財産額	21,241,777,523円
期末正味財産合計額	21,662,502,190円

2 水力発電用機械損害共済事業の経営状況

(1) 事業実績

加入都道府県（市）数	30都道府県 1 市
共済責任額	269,917,499千円
共済基金分担金	329,109千円
加入発電所数	330所
被災事故件数	19件
被災事故発電所数	20所
災害共済金	587,253千円
損害率	178.4パーセント

(2) 収支計算

ア 収 入

共済基金分担金	329,109,755円
雑収入	92,743,770円
前期繰越収支差額	372,990,538円

イ 支 出	
事務費	83,803,834円
災害共済金	587,253,263円
災害見舞金	0円
調査費	799,250円
次期繰越収支差額	122,987,716円
ウ 資産増加の部	
資産増加額	82,425,000円
エ 資産減少の部	
資産減少額	250,002,822円
当期正味財産増加額	167,577,822円
前期繰越正味財産額	6,646,070,538円
期末正味財産合計額	6,478,492,716円

選挙管理委員会告示

○愛媛県選挙管理委員会告示第35号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第2編第5章及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第1項の規定による直接請求の要件となるべき選挙権を有する者の数は、次のとおりである。

平成18年9月22日

愛媛県選挙管理委員会

委員長 藤 山 薫

1 直接請求（県議会議員の解職請求を除く。）の要件となるべき選挙権を有する者の数

- (1) 選挙権を有する者の総数 1,212,554
- (2) 選挙権を有する者の総数の50分の1の数 24,252

(3) 40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数 268,759
2 県議会議員の解職請求の要件となるべき選挙権を有する者の数

選挙区別	選挙権を有する者の総数	同左の3分の1の数（松山市選挙区にあっては、同左の40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数）
松山市	415,156	135,860
今治市・越智郡	152,764	50,922
宇和島市	48,721	16,241
八幡浜市・西宇和郡	45,360	15,120
新居浜市	103,336	34,446
西条市	94,207	31,403
大洲市	30,789	10,263
伊予市	32,972	10,991
四国中央市	77,077	25,693
西予市	38,368	12,790
東温市	28,031	9,344
上浮穴郡	12,774	4,258
伊予郡	44,079	14,693
喜多郡	24,604	8,202
北宇和郡	41,407	13,803
南宇和郡	22,909	7,637

公営企業管理規程

○愛媛県公営企業管理規程第11号

愛媛県公営企業会計規程の一部を改正する管理規程を次のように定める。

平成18年9月22日

愛媛県公営企業管理者 和 氣 政 次

愛媛県公営企業会計規程の一部を改正する管理規程

愛媛県公営企業会計規程（昭和46年愛媛県公営企業管理規程第9号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後		改正前																																																																																																																								
<p>様式第30号（その4）</p> <p>納入通知書（兼 領収書）</p> <table border="1"> <tr><td>負担割合</td><td>別</td></tr> <tr><td>償還率</td><td>請求額</td></tr> </table> <table border="1"> <tr><td>区分</td><td>初・再診料</td><td>入院料</td><td>医学管理費</td><td>在宅医療費</td><td>検査</td><td>画像診断</td><td>処置</td><td>注射</td><td>リハビリ料</td><td>精神科専門療法</td><td>処置</td><td>手術</td><td>麻酔</td></tr> <tr><td>償還</td><td>.....</td><td>.....</td><td>.....</td><td>.....</td><td>.....</td><td>.....</td><td>.....</td><td>.....</td><td>.....</td><td>.....</td><td>.....</td><td>.....</td><td>.....</td></tr> <tr><td>負担</td><td>.....</td><td>.....</td><td>.....</td><td>.....</td><td>.....</td><td>.....</td><td>.....</td><td>.....</td><td>.....</td><td>.....</td><td>.....</td><td>.....</td><td>.....</td></tr> </table> <table border="1"> <tr><td>区分</td><td>放射線治療</td><td>産科検診及び分娩補助</td><td>歯科矯正</td><td>小児</td><td>食費療養</td><td>二部負担金</td></tr> <tr><td>償還</td><td>.....</td><td>.....</td><td>.....</td><td>.....</td><td>.....</td><td>.....</td></tr> <tr><td>負担</td><td>.....</td><td>.....</td><td>.....</td><td>.....</td><td>.....</td><td>.....</td></tr> </table> <p>注 省略</p> <p>領収済通知書</p> <table border="1"> <tr><td>負担割合</td><td>別</td></tr> <tr><td>償還率</td><td>請求額</td></tr> </table>	負担割合	別	償還率	請求額	区分	初・再診料	入院料	医学管理費	在宅医療費	検査	画像診断	処置	注射	リハビリ料	精神科専門療法	処置	手術	麻酔	償還	負担	区分	放射線治療	産科検診及び分娩補助	歯科矯正	小児	食費療養	二部負担金	償還	負担	負担割合	別	償還率	請求額	<p>様式第30号（その4）</p> <p>納入通知書（兼 領収書）</p> <table border="1"> <tr><td>負担割合</td><td>別</td></tr> <tr><td>償還率</td><td>請求額</td></tr> </table> <table border="1"> <tr><td>区分</td><td>診療指導料</td><td>処置料</td><td>注射料</td><td>処置料</td><td>一 手術料</td><td>検査料</td><td>レントゲン料</td><td>医療料</td><td>入院料</td><td>その他</td><td>小 計</td><td>食費療養費負担割合</td><td>一部負担金</td></tr> <tr><td>償還</td><td>.....</td><td>.....</td><td>.....</td><td>.....</td><td>.....</td><td>.....</td><td>.....</td><td>.....</td><td>.....</td><td>.....</td><td>.....</td><td>.....</td><td>.....</td></tr> <tr><td>負担</td><td>.....</td><td>.....</td><td>.....</td><td>.....</td><td>.....</td><td>.....</td><td>.....</td><td>.....</td><td>.....</td><td>.....</td><td>.....</td><td>.....</td><td>.....</td></tr> </table> <p>注 手術料には、輸血料及び麻酔料を含んでいます。</p> <p>注 省略</p> <p>領収済通知書</p> <table border="1"> <tr><td>負担割合</td><td>別</td></tr> <tr><td>償還率</td><td>請求額</td></tr> </table>	負担割合	別	償還率	請求額	区分	診療指導料	処置料	注射料	処置料	一 手術料	検査料	レントゲン料	医療料	入院料	その他	小 計	食費療養費負担割合	一部負担金	償還	負担	負担割合	別	償還率	請求額
負担割合	別																																																																																																																									
償還率	請求額																																																																																																																									
区分	初・再診料	入院料	医学管理費	在宅医療費	検査	画像診断	処置	注射	リハビリ料	精神科専門療法	処置	手術	麻酔																																																																																																													
償還																																																																																																													
負担																																																																																																													
区分	放射線治療	産科検診及び分娩補助	歯科矯正	小児	食費療養	二部負担金																																																																																																																				
償還																																																																																																																				
負担																																																																																																																				
負担割合	別																																																																																																																									
償還率	請求額																																																																																																																									
負担割合	別																																																																																																																									
償還率	請求額																																																																																																																									
区分	診療指導料	処置料	注射料	処置料	一 手術料	検査料	レントゲン料	医療料	入院料	その他	小 計	食費療養費負担割合	一部負担金																																																																																																													
償還																																																																																																													
負担																																																																																																													
負担割合	別																																																																																																																									
償還率	請求額																																																																																																																									

区分	初・再診料	入院料	医字管理費	在宅医療	検査	画像診断	投薬	注射	リハビリ	精神科専門療法	処置	手術	麻酔
保険	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
自費	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
区分	放射線治療	歯科診療及び口腔矯正	小児科	良薬費	一部負担金								
保険	〃	〃	〃	〃	〃								
自費	〃	〃	〃	〃	〃								

省略

区分	診療指費料	投薬料	注射料	処置料	一手術料	検査料	レントゲン料	理療料	入院料	その他	小児科	良薬費	一部負担金
保険	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
自費	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃

注 手術料には、輸血料及び麻酔料を含んでいます。

省略

納 入 通 知 書 原 形

省略

負担割合	額
保険	請求額

区分	初・再診料	入院料	医字管理費	在宅医療	検査	画像診断	投薬	注射	リハビリ	精神科専門療法	処置	手術	麻酔
保険	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
自費	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
区分	放射線治療	歯科診療及び口腔矯正	小児科	良薬費	一部負担金								
保険	〃	〃	〃	〃	〃								
自費	〃	〃	〃	〃	〃								

省略

納 入 通 知 書 原 形

省略

保険	請求額
----	-----

区分	診療指費料	投薬料	注射料	処置料	一手術料	検査料	レントゲン料	理療料	入院料	その他	小児科	良薬費	一部負担金
保険	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
自費	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃

注 手術料には、輸血料及び麻酔料を含んでいます。

省略

附 則

この管理規程は、平成18年10月1日から施行する。